

地域のやる気を応援

コミュニティ運営協議会

八幡コミュニティ(旧自治組織)運営協議会では、地域で取り組む事業・行事や問題解決などを支援する為に皆様のアイデアや、やる気ある活動を応援します。「地域活動費」助成、又は「基金」を活用した支援となります。

行政等の他の助成金とは重複はできませんが、是非問題解決に向けご活用ください。まずは、自治委員さん、または自治会館へ。

地域活動費

- ・ 助成条件
- ・ 一事業の上限は十万円
- ・ コミュニティの目的にそつ

- ・ 領収書もしくははそれに見合う物がある
- ・ 役員会の承認が得られる
- ・ 金額、目的により助成は百分ではありません
- ・ 申込みは年に三回(七月末、十月末、一月末)

それゆけ！ しいたけちゃん



7月△日(晴れ)
花火になった夢を見ました



*手続き

・自治委員を通じて「活動費助成願い」を事務局に提出して下さい。用紙は自治会館にあります



→ 週一体操貸出用いす
← 元畑入口案内石碑の移設



基金の活用

◇助成事業条件

*地域づくり助成金は上限50万円とし、非営利のみとします。

*イベント助成金は上限を20万円とし、売上が伴っても可とします。

◇貸付事業条件

*貸付は上限200万円とし、営利、非営利を問いません。

◇基金の取り崩し

団体活動費や、地域活動費では支援できないような大きな事業については、基金の取り崩しで対応します。

◇手続き

・事業の案を事務局に御相談下さい。



シリーズ 防災⑦

避難所のルール

もし避難所に避難したら避難所は多くの人で込み合います。入室する前に担当者・係の人の指示に従って入室しないと、プライバシーの保護や通路の確保が出来なくなり、混雑で身動きがとれなくなります。要支援者、高齢者、乳幼児、子どもなど生活弱者が優先となります。

避難所でトラブルやストレスを少しでも減らす為には避難者、一人一人が尊重し助け合うことが基本です。避難生活は長期になることが多く、全員の思いやり、協力がなければ継続できません。今から避難所の事は考えておきましょう。防災アドバイザー 野上和也

